

にとつては望ましくないが、Ti 脱酸快削鋼にとつては非常に有益な効果をもたらす。

(4) Ti-Si-Mn 脱酸では、Ti, Si, Mn から成る複合酸化物が形成され、その脱酸特性は Ti-Si 脱酸よりやや悪いが、Ti-Mn 脱酸よりかなり良好な結果を示す。生成物中の Si 量はやはりきわめて微量である。

終わりにあたつて、試料の溶製圧延・脱酸合金の溶製、EPMA 分析・SEM 観察にご援助いただきました本研溶解圧延室、物理分析室の皆様方に感謝の意を表します。また、溶鉄中の Mn 等の分析に御協力いただきました化学分析室大河内春乃室長、広瀬文雄、郡宗幸、高橋且征、中村佳右、長谷川信一、山口仁志の諸氏に厚く御礼申し上げます。さらに本実験に終始協力されました当時千葉工大学生竹見信三氏に謝意を表します。

文 献

- 1) I.S. KULIKOV: Raskislenie Metallov (1975), p. 210 [Metallurgiya]
- 2) 竹内英麿、若松道生、坪井晴己、武田雅男: 鉄と鋼, 61 (1975), S 93
- 3) 荒木 透、山本重男: 日本機械学会誌, 78 (1975), p. 971

- 4) 金田次雄、川内 昌、竹下秀男、松本 洋: 特開昭 51-61419
- 5) たとえば、鈴木健一郎、三木木貢治: 鉄と鋼, 58 (1972), p. 1594
- 6) E. PLÖCKINGER and M. WAHLSTER: Stahl Eisen, 80 (1960), p. 659
- 7) H. STRAUBE, G. KÜHNELT, and E. PLÖCKINGER: Arch. Eisenhüttenwes., 38 (1967), p. 607
- 8) 檀 武弘、郡司好喜: 鉄と鋼, 68 (1982), p. 1915
- 9) 郡司好喜、檀 武弘: 特許第 1134376 号
- 10) 製鋼反応の推奨平衡値 (日本学術振興会編) (1968), p. 39, p. 71 [日刊工業新聞社]
- 11) J.B. MacCHESNEY and A. MUAN: Amer. Mineralogist, 46 (1961), p. 572
- 12) 溶鉄・溶滓の物性値便覧 (鉄鋼基礎共同研究会、溶鋼・溶滓部会編) (1972), p. 22 [日本鉄鋼協会]
- 13) たとえば、ゲ・ヴェ・サムソノフ監修: 酸化物便覧 (1970), p. 36 [日ソ通信社]
- 14) 向井楠宏、坂尾 弘、佐野幸吉: 日本国金属学会誌 32 (1968), p. 1143
- 15) D.M. LAPTEV: Izv. VUZ, Chern. Metall., (1969) 2, p. 5
- 16) G.A. GONGADZE and V.A. MCCHEDLISHVILI: Metally (1974) 2, p. 22
- 17) J. GRIEVE and J. WHITE: J. Royal Technical College, 4 (1939) part 3, p. 441

コ ラ ム

発明は天才のひらめきである

この言葉はアメリカ合衆国大統領であったアブラハム・リンカーンが述べたもので、御記憶の読者もおられるかと思う。リンカーン自身も特許を取ったことがあり、発明についてなかなか鋭い才能をもつた人物であつたといわれる、アメリカのとの特許庁の玄関の石には、「特許制度は“天才”の火に利益という油を注いだ (The Patent System added the fuel of interest to the fire of genius.)」というリンカーンの言葉が刻まれていると聞く。

発明が“天才のひらめき”だとすれば、それは二人以上の頭の中に同時に浮かぶということはちよつと考えにくい。発明者は常に一人でなければならず、実際に米国の特許制度の運用の初期には、共同発明は認められていなかつたそうである。現在でもその伝統を汲んで真実の発明者以外の出願は認められていない、と特許の専門家は説明する。そしてつぎのような日米間の特許紛争のエピソードを語ってくれた。

10年ほど前の話であるが、日本のさる有名な会社が

米国で取得した特許権にもとづいて侵害裁判を起こしたところ、相手会社にその特許が複数の者の共同発明であることを取り上げられ、「複数の発明者が真実の発明者であるかどうか疑問である」と主張されて大論争になり、遂に米国から裁判官が来日して実地検証を行うことになったそうである。そして数ヶ月間滞在の後原告である日本の会社と発明者に対し、真実の発明者であることを立証する資料の提出と証言を求めてきた。これに対して日本側は「数名の発明者が実質的に発明の形成に寄与した」ことを客観的に証明するため、トランク 1 台分の資料を提出するなど、莫大な手数と費用を要したそうである。

わが国の特許制度は米国ほど発明者について厳密ではないので、とかく軽視されがちであるが、外国特許出願、とくに米国出願を予定している発明の場合には、日本出願の段階から真実の発明者を厳密に選定しなければならないという。

蛇足ながら最後に一言、「義理と人情で発明者を選ぶと、あとでいろいろ面倒が起る」。

新日本製鉄(株)基礎研究所 佐々木 稔